

## 本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請に係る審議（1回目）

### 1. 日 時

令和元年11月21日（木） 10:30～11:15

### 2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

### 3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

航空局：航空ネットワーク部 岡野航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田、原、大沢

### 4. 議事概要

- 航空局から、本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請（混雑空港の内、今回は成田国際空港分）について国内航空分野における規制緩和の経緯も含めて説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 新規就航時において個別空港毎に審理・許可を行っているにも関わらず、何故、5年毎に再度申請・審理する必要があるのか。許可の審査基準に違いはあるのか。
  - ② 航空運送事業者が増便をしたいときには自由にできるのか。また、同じ時間帯に複数者の申請が重複したときの優先順位はどうなっているのか。
  - ③ 許可基準のうち、「従前の使用状況」とあるが、これはどのようなことか。等について、意見・質問があった。

これに対し、航空局からは、

- ① 新規就航時の許可も5年ごとの許可も同じ航空法第107条の3の基準に基づき許可を行うため違いはない。なお、一旦許可を受けた事業者が運航計画を変更する場合は、航空局で認可をしている。
- ② 増便をする場合、発着枠の確保が必要である。複数者が同じ発着枠を希望した際には、IATA（国際航空運送協会）で定められた世界共通のガイドラ

インに従って優先順位が決まる。

- ③ 許可された運航を適切に実施しているかを確認するという意味と、旅客の利便性確保の観点から運航実績のある者を優先する、という意味の2つがある。等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。